

— あんしん保証パックミニ利用規約 T —

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このあんしん保証パックミニ T 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりあんしん保証パックミニ T（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（用語の定義）

用語	用語の意味
本契約	本規約に基づいてお客さまと当社との間で締結される本サービスの提供を受けるための契約
お客さま	当社が指定する販売店舗で対象製品を購入し、本規約にもとづき本サービスの申込みをする者
契約者	当社との間で本契約を締結した者
故障等	故障、水濡れ・全損等の総称
対象製品	当社が指定する本サービスの対象となる製品
修理規定	当社が別途定める修理に関する規定
別紙	本規約の別紙「特典内容と提供条件」

第 2 章 本サービスの提供

第 3 条（本サービスの概要）

- 当社は、本規約に基づき、契約者が当社所定の手続きを行った場合、別紙に定める特典を提供します。
- 当社所定の手続きは、当社ホームページに掲載します。

第 4 条（特典の適用）

- 別紙に定める特典（交換修理割引）については、当社が指定する修理受付及び修理完了品の引渡などを行う店舗にて修理完了品の引渡を行う場合、引渡時に自動的に適用します。
- 別紙に定める特典（交換修理割引）については、修理品お届けサービスを利用する場合、修理完了時に自動的に適用します。

第 3 章 契約

第 5 条（本サービスの提供対象）

本サービスは、申込時にお客さまが指定した対象製品に対して提供され、付属品には提供されないものとします。なお、交換修理や初期不良等によって対象製品が交換された場合は、交換後の製品に対して提供するものとします。

第 6 条（本サービス申込の方法）

お客さまは、対象製品の購入と同時の場合に限り、当社所定の手続きにより、本サービスを申込みことができるものとします。但し、当社が予約時に本契約の締結を申込みことができることとする対象製品については予約と同時の場合も申込みことができるものとします。

第 7 条（申込の承諾）

当社は、お客さまから本サービスへの申込みがあった場合、以下のいずれかに該当する場合を除き、その申込みを承諾します。但し、予約時に本契約の締結を申し込んだ場合は、対象製品の購入の成立（新規）又は機種変更の完了時を申込みへの承諾日として本規約を適用するものとします。

- (1) 本規約により本サービスの提供ができない場合
- (2) お申込みを承諾することが技術的に困難な場合
- (3) 申込者が当社に対する債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

第8条（契約者による本契約の終了）

契約者は、本契約の解除をしようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

第9条（本契約の終了条件）

契約者が、当社が提供するキャンペーン（下取りプログラム、トクするサポート+を含みますがこれらに限りません）に申込み、対象製品が当社に引渡された場合、対象のキャンペーンの適用時に本契約は終了するものとします。

第10条（その他当社による契約の解除）

当社は、法令で定める場合のほか、契約者が次のいずれかに該当した場合、契約者に対しなんらの催告等を要せず本契約を解除できるものとします。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規約の規定に違反した場合
- (3) 月額使用料の支払い等の当社に対する債務の履行を怠った場合
- (4) 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
- (5) 住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により当社から契約者への連絡等が客観的に不能と当社が判断した場合
- (6) その他当社が不適格と認めた場合

第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、第7条により申込みを当社が承諾した日から、第8条により契約者が本契約を解除する日、第9条により本契約が終了する日、又は第10条により当社が本契約を解除する日までとします。

第12条（本契約上の地位の譲渡）

契約者が、当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡を行う場合、本契約上の契約者の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま引き継がれるものとします。ただし、本サービスに登録された対象製品の譲受人から本契約の譲渡に同意しない旨の申し出があった場合は、対象製品の譲渡承認の日をもって本契約は終了するものとします。これらは契約者の相続等の場合の承継においても同様とします。

第13条（月額使用料）

- 1 本サービスの月額使用料は、以下のとおりとします。なお、月額使用料は本サービスの申込日によって金額が異なる場合や、対象製品の機種によって加入期間に応じて月額使用料が変動する料金体系となる場合があります。最新の料金体系および金額は、当社ホームページでご確認ください。

対象製品	月額
Google Pixel Watch シリーズ	税込：550 円
Samsung Galaxy Watch シリーズ	税込：550 円

- 2 当社は、当社が別途定める条件を満たす契約者に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第14条（月額使用料の支払い）

- 1 当社は本サービスの月額使用料を、契約者が指定した支払先に請求します。
- 2 契約者は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3 当社は、契約者が支払った月額使用料の返金はしないものとします。

第15条（月額使用料の日割り計算）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約の締結又は解除もしくは終了があった場合は、次のとおり計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

- （1） 契約締結日を含む請求月の請求は、契約締結日から当該請求月締め日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- （2） 契約解除日又は契約終了日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から解除日又は終了日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- （3） 前各号にかかわらず、当該請求期間に締結日及び解除日もしくは終了日が含まれる場合は、締結日から解除日もしくは終了日までの日数に従い、日割り計算を行います。

第16条（消費税の計算）

契約者が支払う金額は、本規約の各条に規定する額（消費税法に基づき課税される消費税の額が加算された総額をいいます。）とします。ただし、消費税計算上、本規約において規定する金額と請求金額は異なる場合があります。

第17条（延滞利息）

契約者は、本サービスの月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第18条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- （1） 契約者の故意又は重過失によって生じた故障等の場合
- （2） 契約者が住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により特典の提供が困難な場合
- （3） 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- （4） 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- （5） 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- （6） 地震・噴火・火砕流・津波・疫病等の天災によって生じた故障等の場合
- （7） 故障等の原因について虚偽の申告がなされたと明らかとなった場合
- （8） 契約者が月額使用料その他の債務の支払いを怠る場合
- （9） 前各号に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合
- （10） その他前各号に準じる事情があると当社が合理的に判断する場合

第19条（個人情報の取り扱い）

当社は、契約者の個人情報を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第20条（サービスの中止・変更・廃止）

当社は、当社の都合（修理業者による対象製品の修理対応が終了した場合は含みます。）により、本サービスの全部又は一部を変更、中止、又は廃止（以下「変更等」といいます。）することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社はあらかじめ、メールによる契約者への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

第21条（免責）

- 1 当社による本サービスの提供の変更等、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったことにより契約者に生じた損害について、契約者が過去1年間に当社に支払った月額使用料を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 2 契約者が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合で当社に故意又は重過失があるときは、前項を適用しないものとします。

第22条（損害賠償）

契約者が本サービスの利用にあたり、虚偽の申告その他不正または不適切な手段により特典の提供を受けたと当社が判断した場合、当社は当該契約者に対し、当社が当該提供により被った損害額相当の金額を請求することができるものとします。

第23条（合意管轄）

本契約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

—（別紙）特典内容と提供条件 —

特典（交換修理割引）

- 1 当社は、対象製品が修理規定に基づき有償での修理（一部の対象製品については預り修理に代えた交換となり、修理か交換かは当社にて判断いたします。）となる場合、当社が定める対象製品の修理代金を無償とします。
- 2 交換の場合は、契約者から修理故障等のある対象製品を当社が預かり、当社指定の修理拠点にて故障等の状態を確認した後に、未使用又は故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した同一機種又は当社指定製品への交換となります。
- 3 本特典の利用回数上限は、本契約成立日から1年ごとに合計2回までとします。
- 4 前項の利用回数上限を超えた場合の修理代金は、本特典適用外となり無償となりません。
- 5 本特典の利用期限は、当社ホームページにて定める対象製品の修理受付終了日までとします。

【更新履歴】

本規約作成日 2026 年 8 月 19 日